

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

千早赤阪村長

市町村名 (市町村コード)	千早赤阪村 (273830)	
地域名 (地域内農業集落名)	森屋地区 (森屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月29日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

自己所有農地は水稻を主要作物として自ら耕作しているところが多い。しかし、農業者で70歳を超える方が約5割を占めている。一方、良好な耕作地への維持管理や老朽化した水路等の補修等、年々、相応の労力と費用が嵩んでいる。さらには、アライグマやイノシシ等の獣害被害も増加している。かたや一部の耕作条件のよい優良農地では、約10年前からいちごアカデミー卒業生等の新規就農者が収益性の高いいちご栽培を農地所有者との借地契約により展開している。しかし、他にも優良農地が存在しているにも関わらず、農地所有者から貸してもらえない現状にあり、新規いちご栽培者が増加できない現状にある。また、本地区内には、日本棚田百選の下赤阪の棚田も含まれており、今後景観保全を維持する観点から地区内の課題として挙げられている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

いちご栽培者への貸借は継続していくが、さらに担い手の貸借を進めていく。また、特産品を開発し、高収益化をすすめるとともに、販売所の開設など、売り先の確保も行い、農地利用の促進を図る。
下赤阪の棚田の範囲は、自給的農業ができる範囲で耕作を続けるとともに、地区外の農業者等に貸す等して農地的利用が見込める農地を守っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農空間保全地域内の農地の内、既に山林原野、荒廃農地等の農地を除いた農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
必要な営農環境改善に取り組み、農地中間管理機構を活用して、企業や農業を担う者に農地の集積、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸付希望農地を農地中間管理機構に情報提供するなど、地区外からの農業者を募る。
(3)基盤整備事業への取組方針
高齢になっても農業を継続していくためにも水路等の補修を行う。引き続き耕作できる環境や担い手を確保しやすい環境づくりを進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足が顕著であるため、他地区からの参入を受け入れる必要がある。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
自己管理は継続するが、シルバー人材センターを活用し、維持管理を続ける方法を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵等を引き続き整備し、鳥獣被害を防いでいく。
 ⑩基盤整備や新規参入を検討するための組織づくりを検討する。